

尾道市議会議員政治倫理条例施行規程を次のように定める。

令和2年3月25日

尾道市議会議長 福原 謙 二

議会規程第1号

尾道市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市議会議員政治倫理条例（令和2年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の請求)

第2条 条例第4条第1項の審査請求書は、審査の請求をする者が市民の場合にあつては市民用審査請求書（別記様式第1号）、議員の場合にあつては議員用審査請求書（別記様式第2号）とする。

(審査請求書の受理及び却下)

第3条 前条の審査請求書が提出されたときは、議長は、その記載事項及び添付書類並びに審査請求をする者の資格等を審査し、受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 議長は、前項の規定により審査した結果、審査請求書又は添付書類に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、審査請求代表者にその補正を求めることができる。ただし、その不備が軽微であり、調査に係る事案の内容に影響がないと認めるときは、職権でこれを補正することができる。

3 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

(1) 審査請求に係る連署の数が条例第4条第1項に規定する要件を満たしてないとき。

(2) 前項本文の規定により補正を求めた場合において、定められた期間内に審査請求代表者がこれに応じないとき。

(審査請求をした者等への聴取等)

第4条 条例第6条第4項の規定により審査請求をした者、識見を有する者等に対し、出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めるときは、議長を経なければならない。

(審査会の傍聴の取扱い)

第5条 条例第6条第7項ただし書の規定により会議を公開した場合における審査会の傍聴は、尾道市議会委員会傍聴規則（平成13年議会規則第1号）の例による。

付 則

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（1枚目）

年 月 日

尾道市議会議長 様

審査請求代表者

住所

氏名 ⑩

市民用審査請求書

尾道市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定により、次のとおり
審査を請求します。

- 1 審査請求の対象となる議員
- 2 審査請求の対象となる事由
- 3 審査請求の対象となる事由の内容
- 4 違反する疑いがあることを証する資料 別添のとおり

尾道市議会議長が、尾道市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者
であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

氏名	生年月日	有権者であることの確認欄
⑩		

(2枚目以降)

尾道市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定により、審査を請求するため署名します。

また、尾道市議会議長が、尾道市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

1 審査請求の対象となる議員

2 審査請求の対象となる事由

番号	署名 年月日	住所	氏名	生年月日	※有権者であること の確認欄
			印		
			印		
			印		
			印		
			印		
			印		
			印		
			印		
			印		
			印		
			印		

(注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。

2 氏名は、自署すること。

3 ※有権者であることの確認欄は、記入しないこと。

